

令和3年

政務活動費調査研究報告書

提出日 4・21

事業名	別居・離婚後の親子関係と孝え子地方議員の会 行政視察		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	中村一夫 (8 090 3908-0813)
参加者	本人		
区分	☐ ①研修 ☒ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日時	訪問先、会場、主催者等
	① 4月15日 14:00～	尾崎市役所
	② 4月16日 10:00～	大東市役所
	③	
目的 [どのような課題を解決するためかなど]	別紙	
内容	別紙	
成果等 [市に活かせること等]	別紙	
事業費	44,108 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

○尼崎市・親子交流事業について。

かつて、「面会交流」と言われていた別居、離婚後の別居親との「交流」は、離婚後も子どもとの関係を保ちたい多くの「別居親」の悲願ともいえる課題である。

いわゆるDVのような特殊な場合を除き、本来子どものためには、両親と関わり合いながら成長していくことが必要だと思う。ところが、現実には、離婚した両親の「争い」がそのまま「子ども」にも及んでしまうこともあり、「親権」も子どもの「所有権」のような形に変容していることがある。

裁判で、「親子交流」が認められた場合であっても、いろいろな理由で「親子交流」が実現できないこともあり、そういった相談が全国の地方議員のところに寄せられている。

別居、離婚した夫婦【元夫婦】は、そのいきさつからも互いに~~は~~連絡を取りにくいケースもあり、「行政」が間に入って「親子交流」しやすい環境を整えることが求められてきた。

尼崎市では、国の補助金を活用し、国の「要綱」を参考に事業の実施が検討されてきた。

事業を実施するためには、(1)実施経費、(2)支援員、(3)実施する施設の三点が課題として検討された。

まず、事業経費については、国の「母子家庭等対策総合支援事業補助金」を活用している。これは事業経費の1/2を補助するものである。

支援員の配置は最も重要かつ難しい課題で、国の「要綱」では「過去において、親子交流の相談援助対応や家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験者を配置することが望ましい」と示されているが、このような経験者は少なく、現状では大阪ファミリー相談室【FPIC】に委託している。

施設に関しては、市の施設「いくしあ」の閉館日を利用して実施している。これは、別居夫婦【元夫婦】が顔を合わせることなく、実施できるようにする配慮というが、一つの施設を丸々このためだけに使うことは、現実的かどうかは

少し疑問である。

本市でも「親子交流」を行政の関与で実施して欲しいという要望があり、私も以前、「一般質問」で取り上げたことがある。

尼崎市の事例をそのまま本市で実施できるかは別として、参考にできる点は多いと感じた。

特に、必要な費用に国の補助金を活用できるというのは、尼崎市の研究の成果であり、本市としてもぜひ積極的に検討して欲しいことである。

「親子交流」に否定的な方は、「交流」の機会が子どもの連れ去りの機会にならないか、とか、DVなどをあげるが、一方で、離婚、再婚後【事実婚を含む】の新らたなパートナーによる子どもの虐待などについては言及しない。もし、離婚、別居後も実の父母と定期的に会えていたら、こういった凄惨な事件を防げたかもしれない。

いずれにしても、民法改正によって「共同親権」が選択でき^るようになり、改正法施行後、別居・離婚後の親子関係にも大きな変化をもたらすと思われる。

私としても、別居、離婚後の親子関係が真に子どものためのものとなるように議会を通じて市の施策に提言していく。

○大東市・保育園入退園手続など。

別居親の学校行事等への参加。

保育園の入退園手続などについて。

保育園等への入退園手続については、多くの自治体では両親のいずれかの署名で良いことになっている。

しかし、署名していない親から自分の知らないところで、退園、転園が行われていることについて問題となるケースがあり、両親の署名を明記する欄を作り、原則として両親の署名を求めることになった。

課題としては、そもそもコミュニケーションがちゃんとできている夫婦では、前記の問題は起こりにくい。コミュニケーション不足の夫婦の場合にこういった問題が起こることを考えると、問題の解決にならないのではないかという疑問がある。

市担当者によるとそのあたりは、両親の署名が必要な理由をしっかりと説明して、特に大きな問題は起きていないということである。

しかし、ここは、地域性もあり、本市への導入はさらに検討が必要であると思う。

○別居親の学校行事等への参加について。

運動会などの学校行事に別居親が参加することは、「親子交流」と同じく、子の連れ去りやDVなどの問題と絡めて大きな課題の一つである。

まず、裁判所から接近禁止命令などが出されている場合は、当然ながら学校等は参加を断れる。

それ以外の場合で、単に元夫婦の不仲ゆえに子どもが「巻き添え」になってしまうような場合に行政、学校がどのように対応できるかということである。

大東市の取り組みは、学校や教育委員会がどのように関わるかを「制度」として構築したことが特徴的である。

本市においても、別居親の学校行事への参加は時として問題となっている。

現状をさらに調査して、大東市の取り組みを参考に提案していきたい。

政務活動費調査研究報告書

提出日 7・7・5

事業名	会派視察		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	添付の通り (8 -)
参加者	中村、井上、小倉、青木、福本、渡辺、町田、西田		
区分	☐ ①研修 ☒ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	① 7月1日(火) 15:15~16:45	北見市役所
	② 7月2日(水) 14:00~15:00	旭川市役所
	③ 7月3日(木) 10:00~11:00	札幌市役所
目的 [どのような課題を解決するためかなど]	添付別紙のとおり	
内 容		
成果等 [市に活かせること等]		
事業費	798,173 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

政務活動費調査研究報告書

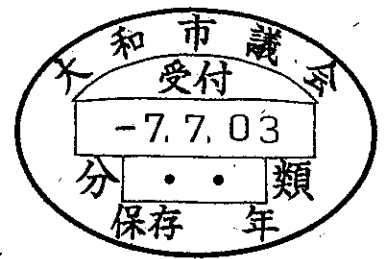
提出日令和7年・7月・7日

事業名	先進市視察調査（北見市の財政について）		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	渡辺伸明 (☎ 090-9808-1622)
参加者	中村、井上、小倉、青木、福本、町田、渡辺		
区分	☐ ①研修 ☒ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他（ ）		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	① 令和7年7月1日 15時～16時半	北見市役所
	②	
	③	
目的 （どのような課題を解決するためかなど）	北見市は令和6年2月に中期財政計画を策定し、令和6年11月に「北見市財政健全化計画」を策定して、財政の安定化を図っている。 財政状況が苦しい大和市においても、財政安定化は不可欠の課題であり、そのためにも北見市は大いに参考とすべき事例である。	
内 容	1. 北見市の財政悪化の背景 ・面積が広く、人口密度が低い都市であること、インフラ整備及び公共施設が圧倒的に多いこと、近年の急激な物価高によるコスト増など 2. 対応策 ・財政健全化アクションプランの作成により30.1億円の財政効果 ・市債借入額抑制、各種公共施設の見直し、休廃止	
成果等 （市に活かせること等）	・北見市は、人口減少社会に適応した持続可能なまちづくり、将来の投資余力を生み出す財政基盤の確立などを目指した財政改革に取り組んでいる。 ・大和市においても、従来扶助費などの増大に予算を廻さざるを得ない状況である。このような状況から脱するためにも、将来の投資余力を生み出す財政基盤を確立することが最も重要である。 ・また、思い切った歳出削減を行うために市民向け説明会を多く行っている。 ・大和市においても、8月末には令和6年度決算数値が明らかになると考えられることから、9月議会では改めて財政再建の取組と住民説明などの具体的取組を提案していきたい。	
事業費	_____円	

※訪問先が2カ所以上の場合には行程表を添付すること



旭川市・議会改革の取り組みについて。

中村議員

1. 旭川市の議会改革の取り組みの手法と特徴について。

○別に委員会等を設けるのではなく、議会運営委員会で協議している。ただし、
広聴広報委員会の所管については、同委員会に委ねている。

○取り組みの手法(端緒)について。

- ① 議長からの諮問。
- ② 各会派及び無所属議員からの提案(議会の改善・要望事項)。
- ③ 議会運営委員会の評価、検証の結果を受けて。

○特徴等

- ① 議会基本条例に「議会改革推進」の章を設けて、継続的な議会改革に取り組むこととした。
- ② 議会改革の評価、検証により、改革、改善のサイクルを回している。

2. 議会運営の評価、検証について。

○評価、検証の方法。

・「議会運営の評価及び検証実施要綱」に基づいて行っている。

* 評価…議会が実施する評価

検証…学識経験者等が検証する外部評価

評価は2年に一回、検証は4年に一回行う。

○評価、検証のイメージ

一年目…取組目標の設定

二年目…自己評価

三年目…自己評価を受けて改善・改革の取組

取組目標の設定

四年目…自己評価、外部検証

→次の4年に申し送り、改革・改善の取り組みを継続。

○今後の課題

・今後も議会改革を推進していくためには、現状を客観的に分析し、課題はどこにあるか、解決策をどのように導くのかといった不断の努力が必要。

・外部検証者からは「議会はたゆまぬ改善を続けてきたが、市民に届いているか
たとえば、ここもとないところがあるのも事実」との指摘があった。

- ・議会の政策形成を確実に進め、市民全体の福祉の向上に結び付けていくことが、大きな課題と認識している。

3. 議会業務継続計画(BCP)について。

○目的・背景等

- ・平成 23 年の東日本大震災や、平成 30 年の胆振東部地震での北海道全体の「ブラックアウト」、さらには、新型コロナウイルス感染症などを経験し、有事の際でも早急な議会機能の回復を図り、二元代表制の趣旨にのっとり、市民生活の復旧・復興に向けて迅速な意思決定を果たすことを目的として制定。

- ・令和 3 年 2 月策定。令和 7 年 2 月改定。

○議員の役割

議員は、合議機関の構成員として、非常時においても会議に出席する体制を整え、議会が果たすべき役割を達成できるように努めることが基本である。

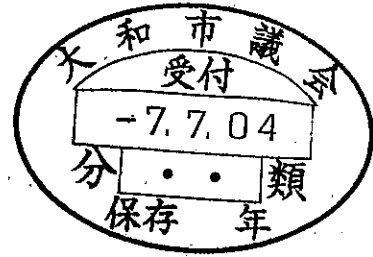
4. 本市として参考としたい点

- ・本市も議会改革に長年取り組んできたが、評価と検証を踏まえた改革の推進は十分にできているとは言えないと思う。今後の課題である。

・業務継続計画(BCP)については、これまでも策定を検討してきた。コロナ時の課題もある。引き続き、策定の可否も含めて検討していきたい。

0

0



政務活動費調査研究報告書

自民党・新政クラブ

報告者青木正始

令和7年7月3日 訪問先札幌市 総務局行政部総務課 行政監察担当

目的 カスタマーハラスメント対策について

内容 札幌市のカスタマーハラスメント対策について

○取組の背景や経緯

令和5年1月に広聴部門の職員にアンケートを行った。

「カスタマーハラスメントを行う市民に対して毅然とした対応をとってもよいのではないか」というアンケートを実施し 7 割近くの職員が強いストレスを感じたとの回答。軽いストレスを含めると9割以上の職員がストレスを感じている。との結果が出た。

・対応と対策として

市民にカスタマーハラスメントに気づいてほしい。そのためにポスターの作成、抑止を期待しての通話や会話の録音、市民への周知のため報道機関へ取組の公表を行う。

ポスターの活用や効果については、「自分のことをいわれているようだ」「言ってやらなきゃ！これってカスハラなのか」などなど市民が気づいてもらうことができた。

取組の反響について

多くの自治体からポスターの使用許可や電話録音について問合せや相談がある。

○全庁的な取り組み

広聴部門に限らず、市民などから職員に対する著しい迷惑行為が確認されている。

・対応策として

組織的な対応に関する相談窓口を設置する

ハラスメント行為に対しては職員一人ひとりに抱え込ませない

各部署が対応に苦慮している場合に助言を行う

市民対応の原則や管理監督の役割も再確認

○札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針

・対策要綱やマニュアルとあわせて策定

・札幌市のカスタマーハラスメント対策についての基本方的な考え方を示す

基本的な考え方として職員を守る。行政サービスを適正に提供する。行政サービスの利用者などからの要望について丁寧かつ真摯に対応するなど。

○札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針

・カスタマーハラスメントへの対応

組織として対応する

毅然と対応する

法的に対応する

・基本的な対策

市の基本姿勢の明確化、職員への周知と啓発

職員のための相談対応体制の整備

対応方法や手順の策定

職員への教育と研修

○対策マニュアルの策定

・厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を踏まえるとともに市への不当請求行為等への取組も活用しカスタマーハラスメントに知見を有する弁護士の助言を得る

・市が担う業務は多様であり市民等それぞれの特性に応じた対応が求められ、各職場の状況に合わせる必要がある

主な記載内容

発言内容の録音（相手方の告知する）

膠着状態になった場合など対応の中止

カスタマーハラスメントの類型と対応例

○研修の実施

・市長を含む経営層や幹部職員を対象にしたセミナーや各職場ごとの研修、弁護士を講師とする研修

様々な機械でカスタマーハラスメント対策に関する情報を周知

○部署ごとの取組

いくつかの部署でカスハラ対策に資する取組がすすんでいる

・委託業者との共有

・庁舎管理規則の改正、他人の権利を害する録音等を禁止事項として明示するなど

※カスハラ事案に実際に対応するにあたり、法的な対応も必要である。

法的に間違いのない対応を実践するため、弁護士との密接な連携が必要

成果等

市民の理解を得ながら、必要に応じた行政サービスを提供するにあたり、行政サービス利用者からの意見や要望はとても重要で丁寧かつ真摯に対応する必要がある。

しかし、本市において市民に対する対応は時として、とても難しい。その理由として市が担う業務の内容や性質は多様であり、一例をあげれば、福祉関係では障がいや年齢など市民等のそれぞれの特性に応じた対応が求められる。また市民課などでは時期的なものもあるが窓口が以上に混雑していて手続き長時間要する場合もある。結果として市民からの不当要求や言動、社会通念上不相当なものから職員を守るとはとても重要である。今後、本市として取り組む必要がある。議会としても提案し対応するべきと考える。

政務活動費調査研究報告書

提出日 令和7年8月12日

事業名	藤沢市及び鎌倉市視察		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	赤嶺 太一
参加者	中村一夫 小倉隆夫 町田浩文 赤嶺太一		
区分	☐ ①研修 ☒ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	令和7年8月1日	神奈川県藤沢市役所
	令和7年8月1日	神奈川県鎌倉市役所
目的 どのような課題を解決するためかなど	■落書き防止に関する条例を制定し域内の景観保持に関する事業を実施している近隣市の先進事例や、都市の特色による施策の違いを学ぶ。 ■大和市は落書きに対する施策を展開しておらず、積極的な環境保全に未だ着手していない。落書きを放置すると「割れ窓理論」による治安の悪化を招く恐れがあることから、施策の必要性について検討する。	
内 容	■神奈川県藤沢市 環境部環境総務課 「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例について」 条例を平成19年7月20日に施行。それまでは、環境に関する美化のルールはなかった。ポイ捨て、歩きたばこ、ペットのふん、落書き、深夜花火などの課題があり、市民意識アンケートの結果を受け制定。 落書きを第11条で禁止しており、罰則は罰金5万円以下。罰金に至るまでに勧告・命令があるため、罰金を処した事例はなかった。被害届の提出は、市の管理施設（看板など）に落書きされ、これまでに1度のみ提出している。落書きの内容が卑猥で復旧に費用が15万円ほどかかったためである。是正措置命令の前例はない。現行犯で現場を押さえることが難しいことによる。なお、罰則は先進事例を参考に定めたとのことである。 藤沢市では、落書き対応のため、庁内に横断的な「落書き対策関係者会議」を設置。環境総務課、公園課、道路維持課などが参加している。 事務処理や落書き消去の迅速化のために「藤沢市落書き防止マニュアル」を制定し、対策を講じ業務を行っている。早期対応・早期消去を行わないと落書きは増えるという認識で対応している。 令和7年度から統合型GISを活用し、航空写真に落書き箇所をチェックして、画面上の地図に落書きされた場所を視覚的にわかるようにしたことで、パトロールがしやすくなった。チェックを確認すると、発見日時、消去日時、対応部署、内容、消去方法などの詳細情報が確認できるシステムである。 落書きは行政機関の設置物に対して行われるものが多い。 毎年件数が多いのが地下道と電気設備（落書きがしやすい形状か？）である。 落書きの件数は令和の5年間で全体の83%が南部で発生している。主要駅、海	

岸、観光施設が多いことが要因と分析していた。なお、藤沢市では、設備に複数の落書きがある場合でも1件とする。逆に道路など、同一場所であっても落書きが離れている場合はそれぞれを1件としている。

落書きの件数は、平成28年718件から平成30年899件をピークに減少(調査方法の変更有)令和元年211件、令和2年211件、令和3年189件、令和4年433件、令和5年307件、令和6年202件であった。

藤沢市の落書きの件数は、条例施行後、継続した消去活動、啓発活動の効果もあり、件数が減少したと分析していた。ごみ収集業務部門が落書き消去対応を行っていたが、部署再編により変化があった可能性がある。

令和4年度から藤沢市公式ラインを通して落書き通報システムを運用スタートしたことで、落書きの情報提供件数が大幅に増加した。市内各地域の「生活環境協議会」が環境パトロール及び啓発、消去活動を実施している。こうした活動により、市民の落書きに関する関心は増加していると捉えていた。

市民が公式ラインに落書き通報を行える「KANAMETO」システムにより、担当課に通報される。通報情報はGoogleマップがリンクされ迅速な対応が可能であった。

落書きの減少に伴い、平成28年度を最後に落書き消去イベントの開催を中止している。令和4年～6年は年間30万円ほど予算計上。内容は啓発物品、落書き消去に使用する物品購入。年一回に刊行物「ごみnews」を全戸配布。

公共施設への落書きについては、早期対応、早期消去のため、関係機関と県や道路管理者、東電などと「藤沢市による消去」を事前に同意を交わしたうえで、藤沢市が主体となり消去を実施している。

市民の財産については、大規模の場合や、誹謗中傷など内容であった場合、「落書き消去について」お願いの通知を発出し、さらに落書き消去のための物品を貸出している。鉄道についても同様だが、施設内に藤沢市が立ち入ることができないため、消去依頼していたが対応が遅く、早期消去が難しい。

藤沢市令和4年度事務事業評価は、評価A 妥当性A 有効性A 効率性A 総合A 継続して事業を行う必要性の高い事業と評価している。

■神奈川県鎌倉市 環境保全課 「落書き防止条例について」

平成16年に「鎌倉市落書き防止条例」を制定。市民から行政へ強い要望があり、行政提案したもの。第6条で罰則として罰金5万円以下を定める。当時、審議を行った議会からは「罰則はもっと重くても良いのではないか」といった意見があった。条例施行からこれまで、罰則適応事例はない。

落書きは市内を南北に2分割した場合、南部に多い(大船・鎌倉)過去のデータだが、平成21年500件、平成22年417件、平成23年670件を確認している(張り紙を含む)。

落書きの件数は思うほど減少していないが、市の施設や道路、県の施設等は行政が率先して消去活動を行い「落書きを放置しない」姿勢を示している。条例の施行による落書きの抑止効果は感じていないが、施行により行政が対応する法的根拠が整ったことで、鎌倉市による早期対応が可能となった。

個人の所有者等については、市の啓発活動や落書きパトロールや消去機材の貸し出しにより、意識の醸成が行われており、市内のNPO法人「鎌倉を美しくする会」が積極的に落書きの消去に取り組んでいる。

年間の予算は15万円ほどで、前述のNPO法人に対し補助金として交付しており、同団体と協働事業でパトロールを行っている。鎌倉市への通報は、電話とメール、

	現地確認を職員が行っている。 鎌倉市以外が管理する公共施設が落書き被害にあったことが確認された場合は、担当部署へ消去依頼を行っているが、対応は早いとは言えない。民間の鉄道事業者も同様である。 民間所有者等が落書き被害にあった場合、鎌倉市に通報があれば、すぐに確認し、早期消去の意味を伝え「割れ窓理論」貸し出し物品の利用を促す。それでも対応が難しい場合は、NPO 法人「鎌倉を美しくする会」に依頼して消去してもらうこともある。この団体の活動で良い環境が確保されていると感じている。市役所としては「発見し見つけ次第、落書きはすぐ消す」という方針であり、条例第5条3項を根拠とし、早期消去を求めている。
成 果 等 〔市に活かせること等〕	藤沢市及び鎌倉市は落書きへの対応を行う法的根拠として条例を制定している。大和市には同様の条例が無いため、行政組織としての対応がおろそかになっており、落書きの被害軽減や積極的な消去を実施できていない。このため、市内では落書きが後を絶たず、常に周辺環境に悪影響を及ぼしており、所有者に多額の被害を与えている。さらに「落書きが落書きを呼ぶ」状況になっている可能性も否定できない。よって、大和市においても、藤沢市及び鎌倉市と同様に落書きを防止する施策を行うことを定める条例を制定する必要性を強く感じる。 さらに「落書きは他者の財産を破壊する行為」という認識をもち、罰則を条例に定め、落書きを許さないという市民意識の醸成を図ることができれば、その効果も高いと考える。
事 業 費	7722 円

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

政務活動費調査研究報告書

提出日 R7・8・10

事業名	横須賀市タレントマネジメントシステムについて		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	西田恵美
参加者	西田恵美		
区分	☐ ①研修 ☒ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	令和7年8月8日	横須賀市役所 13時00分～14時30分
目的 【どのような課題を解決するためかなど】	タレントマネジメントシステムは、今後の地方自治体の人材戦略を支えるための必要なデジタルインフラである。しかし本市の場合、市長を筆頭に理事者に投資的な視点が欠落しており、当局側がその効果の意味を見いだせておらず、システムの導入にきわめて消極的である。行政側の認識をアップデートする必要性があり、議会質問に活かすために、導入自治体の取り組み事例を学ぶ。	
内 容	横須賀市で導入しているタレントマネジメントシステム・カオナビについてその導入プロセス、予算規模、実装に当たっての課題感などを伺った。	
成果等 【市に活かせること等】	横須賀市では本市同様厳しい財政のなか、タレントマネジメントシステムを導入し、全庁展開に向けて、人事課が全力で取り組んでいる。本市において今後も紙媒体で1000人超の一般行政職員の人事管理を行っていくことは、現実的に考え組織運営上、全く以ってサステイナブルでない。また市民感覚からも乖離が過ぎる。議会質問を通じ、旧態依然な当局の認識を改めていきたい。	
事業費	4,534 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

政務活動費調査研究報告書

提出日 R7・9・9

事業名	地方公営企業会計基準実務講習会		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	西田恵美
参加者	西田恵美		
区 分	☒ ①研修 ☐ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		
概 要			
実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等	
	令和7年9月8日 10時30分～16時30分	全国都市会館 第二会議室 地方自治研究機構	
目的 (どのような 課題を解決 するためか など)	令和6年度普通会計における決算が、本市史上最悪の数字となった。公営企業会計は一般会計からの繰り出しによって成り立っている。厳しい財政状況にある本市において、今後の公営企業のあり方について理解を深める。		
内 容	地方公営企業の会計制度 発生主義と複式簿記について 財務諸表の構造について 公営企業の予算・決算について キャッシュフロー・計算書について		
成果等 (市に活かせること等)	公営企業会計の基礎について学んだ。公営企業会計を読む上で、独学では得られないことができない視点、気づきを得た。職員の方向けの実務研修であったことから、自治体職員の方々が、日々どのように業務に取り組んでいるかについて理解を深めることができた。特に、決算審査における行政側のポイントについて学べた意義は大きい。本研修の内容を来年度以降の予算、決算の審査に活かしていきたい。		
事業費	16,888 円		

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

政務活動費調査研究報告書

提出日 R7・9・30

事業名	下水道事業経営実務講習会		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	西田恵美
参加者	西田恵美		
区分	☒ ①研修 ☐ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	令和7年9月11日 10時30分～16時30分	地方自治研究機構 オンライン
目的 (どのような課題を解決するためかなど)	令和6年度普通会計における決算が、本市史上最悪の数字となった。公営企業会計は一般会計からの繰り出しによって成り立っている。厳しい財政状況にある本市において、今後の公営企業のあり方について理解を深める。	
内 容	公営企業としての下水道事業の現状と課題 下水道事業の現状と展望及び経営指標等の経営分析 水道事業の現状と基盤強化及び経営指標等の経営分析	
成果等 (市に活かせること等)	全国的に管路（耐用年数50年）や機械設備（耐用年数15年）の劣化が進行しているが、今後人口減少・節水の影響として、建設改良費は減少する一方、既存施設の更新費用は増加していく。2050年には水需要がピーク時の7割まで減少すると予測されていることから、施設利用率も低下し、財政運営にさらなる影響が及ぶことが見込まれる。このため、今後、収支ギャップを生まない現実的な経営戦略の策定が求められる。持続可能な下水道事業のあり方について、今後、議会における考察のヒントとしたい。	
事業費	15,165 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

政務活動費調査研究報告書

提出日 R7・9・30

事業名	病院事業経営実務講習会		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	西田恵美
参加者	西田恵美		
区分	☒ ①研修 ☐ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	令和7年9月12日 10時30分～16時30分	地方自治研究機構 オンライン
目的 (どのような課題を解決するためかなど)	令和6年度普通会計における決算が、本市史上最悪の数字となった。公営企業会計は一般会計からの繰り出しによって成り立っている。厳しい財政状況にある本市において、今後の公営企業のあり方について理解を深める。	
内 容	病院事業経営実務講習（総論） 病院事業経営実務講習（各論） 公立病院の CM（コンストラクション・マネジメント）方式活用における病院建替え成功事例 健全な病院運営プロセスの創造	
成果等 (市に活かせること等)	公立病院の赤字収支は全国的な課題である。本市病院事業会計は、令和6年度決算でマイナス6億円の収支となった。このままの経営が続けば、累積欠損金が資本金を超過する債務超過状態に陥りかねない。また、市立病院は建設から30年が経過しており、建替えに関する議論も早晚本格化する。高齢化社会のなかでの今後の市民病院のあり方を考えていく必要があり、本講義での学びを視点に加え、さらに研究を深めていきたい。	
事業費	15,165 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること

政務活動費調査研究報告書

提出日 R7・9・30

事業名	水道事業経営実務講習会		
会派名	自民党・新政クラブ	報告者	西田恵美
参加者	西田恵美		
区分	☒ ①研修 ☐ ②視察 ☐ ③広聴 ☐ ④その他 ()		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時 令和7年9月28日 10時00分～11時30分 令和7年9月30日 14時00分～17時00分	訪問先、会場、主催者等 地方自治研究機構 オンライン（オンデマンド）分割視聴 地方自治研究機構 オンライン（オンデマンド）分割視聴
目的 （どのような課題を解決するためかなど）	令和6年度普通会計における決算が、本市史上最悪の数字となった。公営企業会計は一般会計からの繰り出しによって成り立っている。厳しい財政状況にある本市において、今後の公営企業のあり方について理解を深める。	
内容	総論 水道事業経営の現状と課題 総務省自治財政局公営企業経営室 主査 [REDACTED] 各論 水道事業に係る地方財政措置 総務省自治財政局公営企業経営室 総務事務官 [REDACTED] 水道事業の現状と基盤強化及び経営指標等の経営分析 経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー [REDACTED]	
成果等 （市に活かせること等）	現在の水道事業の現状課題と財政措置、マネジメントの手法について具体的に学ぶことができた。本市は県水道であるが、市民生活と直結する水道事業について、本研修を通じて俯瞰的な視点を得ることができた。特に、広域化については、今後担い手となる職員が減少していくなかで、料金だけでないメリットを考えていく必要がある。他事業に応用できる考え方であり、本市の市政運営を考えていくなかで参考にしていきたい。	
事業費	15,165 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること